

発達障害について

平成17年4月、**発達障害者支援法**が施行され、発達障害に対する理解や発達支援、家族支援等の必要性が明記されました。この中で、教育の分野では、発達障害児に対する適切な教育的支援、支援体制の整備を行うように求めています。

○発達障害者支援法 H17.4.1施行

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児（18歳以上の発達障害者であつて高等学校、中等教育学校、盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするために、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

発達障害には

学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、広汎性発達障害（PDD）等があります。

小・中学校におけるLD等、担任が特別な支援が必要だと思われる児童生徒は約6.3%いるとされており（文科省調査）、その多くが高等学校に進学するため、その割合は大きく変わらないことが予想されます。

ただ、小・中学校の時期に比べ、高等学校段階では、発達障害のある生徒自身が、自分の苦手さや他者との違いを少しずつ理解し、様々な防衛方法や代替方法を身につけ、自分の言動を調整していることも多く、表面に現れにくい場合があります。

しかし、暗黙の了解や皮肉がわからず、対人関係で苦しんだり特定の教科だけ理解できず、心の中で悩んだりしています。誰にも相談できない苦しみから、不登校やひきこもりの状態に陥ったり、インターネット生活にのめり込み、現実逃避を図ろうとしたりすることもあります。常に不安定な生活と隣り合わせです。

LD=Learning Disabilities の略

ADHD=Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder の略

PDD=Pervasive Developmental Disorders の略



進路指導の充実、就労支援

自分の特性や関心を知り、将来への具体的な進路希望をもつことが重要です。安定したアイデンティティを形成するサポートにつながります。

生活支援

対人関係が苦手な生徒が多いため、孤立したりいじめの対象になったりします。同世代との交流をサポートし、社会生活を安定させます。

教育相談

校内組織の確立

校内委員会とは

発達障害等のために様々な生活上學習上の困難を有する生徒に対する支援を行うためには、校内組織が必要です。関わっている人の気づきを通して、苦しんでいる生徒の内面を理解し、適切な関わり方を行うことによって、本人の抱える困難さを軽減できます。そのことが、本人のやる気や自信となり、結果として不登校や中途退学等、二次障害の予防にもつながります。そこで、**生徒指導部会**や**保健安全部会**等の機能を十分に生かしながら、管理職、コーディネーター、支援を必要とする生徒に関わる教員が問題解決に向けて、隨時集まることができるような機能的効率的なケース会議を行うことが効果的です。



特別支援教育コーディネーターとは

問題解決に向けて、生徒本人、保護者、医療・福祉・労働等の関係者と手をつなぎ、一人一人に応じた教育支援を考え、実践していくことが重要です。この体制づくりや学校外の関係者との連絡調整、保護者の相談窓口となる教員が必要になってきます。



この教員のことを「特別支援教育コーディネーター」と言います。高等学校の場合、新たな校務分掌を設けるという発想ではなく、現在、すでに問題意識を持って取り組んでいる**生徒指導主事**や**教育相談担当者**、**養護教諭**等が「特別支援教育コーディネーター」としての機能をもって校内外に働きかけができるよう、校内体制を整えていくことが望ましいと考えます。

発達障害の判断は、医師や心理の専門家等で構成する専門家チームが行います。なお、障害名に生徒をあてはめるのが目的ではありません。障害の特性をよく理解した上で、一人一人の弱さやつまずきに寄り添い、周囲がどんな支援をするうまいいくのかを大切にしたいものです。障害そのものはなくならなくても、學習上生活上の困難さを小さくすることができます。

また、年齢によって支援のあり方も変わっていきます。家庭と学校、関係機関等が協力して、変容する生徒の状態を的確に把握し、支え合うことが何より重要です。

